「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１． サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション等）
IT・DX 分野をはじめとする異業種のノウハウを積極的に取り入れ、日本語教育・外国人材支援業務のデジタル化を推進します。蓄積した知見は、同業の日本語学校、人材紹介会社、監理団体・登録支援機関等へも提供・普及し、業界全体の業務効率化と支援品質の向上に貢献します。

b. IT 実装支援
従来アナログ運営が中心であった日本語学校業務（学生管理・ビザ申請・授業運営・アルバイト管理等）をデジタルに置き換える DX を推進します。MDM を活用した iPad による授業管理システムの導入など、教育・支援サービスの品質と効率の向上を図り、その知見を取引先企業へも共有します。

c. 専門人材マッチング
JLPT 合格を目標とした知識偏重の教育から脱却し、CEFR に基づく実践的なコミュニケーション能力の育成へと方針を転換します。就労現場で即戦力となる外国人材を継続的に育成・供給し、受入れ企業の生産性向上と外国人材の定着率向上に寄与します。

２． 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。 海外送り出し機関等との取引においても、取引上の立場の優劣によらず対等な条件の協議・決定を行い、適正な取引慣行の維持に努めます。

３． その他（任意記載）

フレックスタイム制の導入など柔軟な勤務体制を整備し、職員が長期にわたり安定して支援業務に携われる環境づくりを進めます。また、当社が関わる外国人材受入れに係るサプライチェーン全体の共存共栄のため、取引先をはじめ関係機関へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

２０２６年６月２６日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

さきたま国際学院株式会社　　代表取締役　大竹敏朗

企　業　名　　役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。